

電子契約

事業者向け説明会

2024/6/5（水）

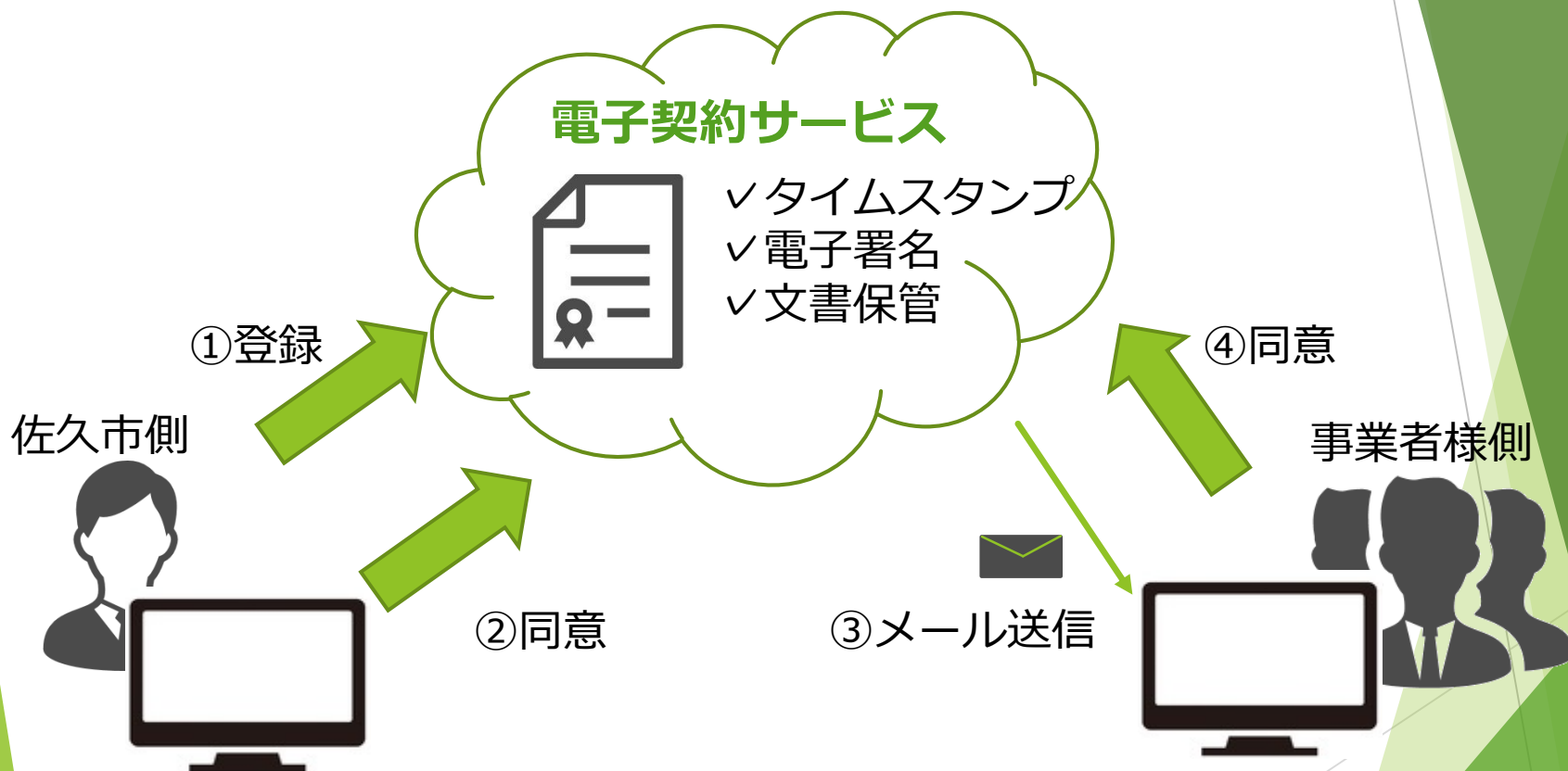
佐久市企画部契約課

Agenda

- 1 .電子契約の導入
- 2 .電子契約の流れ
- 3 .新たに提出をお願いする書類
- 4 .スケジュール

1.電子契約の導入

事業者様は費用負担なしでご利用いただけます



○電子契約のメリット

- ・業務効率化
- ・コスト削減
- ・いつでもどこでも

2.電子契約の流れ

No	発注者（市）		受注者（事業者様）	連絡手段	備考
1	契約担当課受領	←	「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の提出	電子メール	紙での提出は不要・様式はホームページ
2	契約書案の作成				Word等
3	契約担当課受領	←	契約書案の送付	電子メール	Word等
4	契約締結起案・決裁				
5	契約書をクラウドサインにアップロード				PDF
6	クラウドサイン上で契約書の確認・承認	→	クラウドサイン上で契約書の確認・承認	電子メール及びクラウドサイン	
7	契約締結完了（タイムスタンプ付与）			契約締結完了メール	
8	契約書保管				原本はクラウドサイン

3.新たに提出をお願いする書類

「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の提出をお願いします

様式第1号（第7条関係）

電子契約同意書兼メールアドレス確認書

電子契約サービスを利用して佐久市と電子契約を締結することに同意します。当該契約の締結に利用するメールアドレスは、次のとおりです。

【条件者・届所名】 入札書又は見積書に記載の事業名等を入力してください。

条件者名			
届所名			

【確認者1】 ※必ず記入をお願いします。

契約締結権限者	役職	氏名
メールアドレス		

【確認者2】 ※必要に応じて確認者を2名まで設定できます。

担当者名	役職	氏名
メールアドレス		

佐久市長
令和 年 月 日
所在地
番号又は名称
代表者役職
代表者氏名

【留意事項】

- ※ 本書は押印不要です。電子メールにデータ添付のうえ提出してください。
- ※ 電子契約書と紙により作成した契約書の別によって、契約に係る条件・効力が相違することはあります。
- ※ メールアドレスは誤りのないよう、十分ご確認ください。
- ※ 日付は本書の作成日を記載してください。
- ※ 建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法（昭和24年法律100号）第18条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて電子的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。
- なお、本書による同意の法であっても、電子的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。
- 1 電子的措置の種類
コンピュータ・ネットワーク利用の措置。
- 2 電子的措置の約款、ファイルへの記録の方法
電子契約サービスを通して、送付者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子証明サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等。

➤ 同意事項 「電子契約を利用して契約を締結すること」

➤ 記載いただく内容

「契約締結権限者」の氏名、メールアドレス
「契約担当者」の氏名、メールアドレス

➤ 提出いただくタイミング

• 入札により落札決定を行う場合：落札（候補）者への通知と併せて、電子契約を利用するかの確認を行います

• 入札を行わない場合：契約の相手方に対する契約の申し入れと併せて、電子契約を利用するかの確認を行います

いずれの場合も、利用を希望する場合は、決定日の翌日までに提出をお願いします

4.スケジュール

7月1日以降に行った入札の公告又は指名
若しくは見積りの通知に係る契約で
利用可能です

R6.6	R6.7
★ 6/5 事業者説明会	
7月1日以前	7月1日以降
電子契約サービスを利用した契約はできません	電子契約サービスを利用して契約できます

※請書は対象外